

沼津市地区センター指定管理者選定委員会に関する要領

制定 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沼津市地区センター（以下「地区センター」という。）の指定管理者の選定を指定管理者制度運用指針（平成 17 年 7 月 19 日施行）に基づき公平かつ適正に実施するため、沼津市地区センター指定管理者の選定等に関する要綱（平成 22 年 8 月 2 日副市長決裁。以下「選定要綱」という。）第 4 条の規定により設置する沼津市地区センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、選定要綱第 4 条の規定に基づき、選定要綱第 2 条各号の観点から、沼津市地区センターの指定管理者に応募したものについて、市長に意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 沼津市自治会連合会を代表する者
- (2) 沼津市自治会連合会コミュニティ部会を代表する者
- (3) 沼津市社会福祉協議会を代表する者
- (4) 沼津市老人クラブ連合会を代表する者
- (5) その他市長の認める者

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は企画部長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員の互選により定める。
- 4 会議は非公開とする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第 5 条 委員会の委員は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画部地域自治課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、企画部長が別に定める。

付 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。